

東京社保協ニュース

ホームページ <http://www.tokyo-syahokyo.net/>

NO.193号 2009年8月1日 発行

今月の主な記事

- 1～3頁、第2回地域社保協交流集会開催 特集 お知らせ
- 4頁、東京シリーズ第4弾 東京の介護問題

東京社会保障推進協議会(東京社保協)
〒170-0005 豊島区南大塚2丁目33番10号
東京労働会館6階
TEL 03-5395-3165 FAX 03-3946-6823

第2回地域社保協交流集会開催!

東京社保協は7月23日、豊島区の東京労働会館で第2回地域社保協活動交流集会を開催しました。参加は9都団体11名、18地域社保協29名、事務局2名で全体で42名の参加でした。

司会には相川和義事務局次長が行いました。

竹崎三立会長あいさつ



都議選は民主党躍進・自民党惨敗という結果に終わりました。私たちにとっては、歓迎すべきことだと思えます。いよいよ衆議院選を迎えますが、問題なのは、政権交代だけが先行しています。中身づくりはこれからです。各政党がマニフェストを作成しますが、それを私たちは点検して、やらせることが重要です。私たちの奮闘にかかっています。

この2年間の闘いの中で手応えを感じたのは、4野党が共同体制を組んだことだと思えます。民主党単独過半数になると、自民党と同じようになるのではという心配もあります。選挙後にマニフェスト通りにやってくれるかどうかちゃんと見ていくことが重要です。暑い選挙になります。体に気をつけて

頑張ってください。

09年度後半の取り組みについて、前沢淑子事務局長



09年都議会議員選挙は、福祉切り捨ての石原都政への都民の怒りが爆発し、石原都政を支える自民・公明の与党の大敗、民主党の躍進となりました。公約実現を迫る取り組みと要求実現をめざす取り組みを一層強めるときです。

衆議院が解散され、「後期高齢者医療制度廃止法案」「介護報酬再引き上げ法案」「生活保護母子加算復活法案」「労働者派遣法の改正」など、私たちの要求を反映した法案は廃案となりました。私たちの取り組みに確信を持って、総選挙を通して社会保障費二二〇〇億円削減や社会保障予算を消費税増税で賄おうとする政治路線にきっぱりと審判を下しましょう。

1、7、8月 総選挙を通して要求実現の取り組みを

総選挙を通して要求実現の取り組みを介護一言署名、後期高齢者医療制度廃止署名などを活用して

9、12月 改選都議会、次期政権へ要求実現のたたかい

(1) 国会へのたたかい
総選挙後の秋の臨時国会へ「後期高齢者医療制度廃止法案」「介護報酬再引き上げ法案」「生活保護母子加算復活法案」

「自立支援法抜本直し法案」などの再提出をはじめ、社会保障の改善・拡充を求める取り組みを一層強化します。

(2) 都議会へのたたかい

改選された都議会党派への要請行動・懇談会の企画や、地元選出都議会議員への要請、9月の第3回定例会へ都知事・会派要請を精力的に行おう。

(3) 各自治体へのたたかい

①75歳以上の医療費を無料に ②福祉事務所の生活保護担当者の増員を ③介護保険新認定制度の実態を明らかにさせ、改善させる ④国保の資格証・短期証の発行の実態を明らかにさせ、納入相談活動の徹底を ⑤後期高齢者医療制度廃止の意見書提出を ⑥保育所の待機児解消を ⑧子どもを貧困から救う施策を

お知らせ

- 衆議院選挙公示 8月18日(火)
- 衆議院選挙投票日 8月30日(日)
- 都議会開会日行動 9月7日(月) 9時45分都庁第1庁舎ロビー集合 知事要請、各政党・会派要請行動、12時15分から昼休み集会
- 第9回常任幹事会 8月27日(木) 14時から 東京労働会館5階会議室
- ◇第23回日本高齢者大会(別府)へ東京社保協から代表参加します。カンパにご協力下さい 各団体にカンパ袋を配布します



板橋社保協報告・西川勉会長

板橋社保協は48年目を迎えました。区労連が中心になり多くの労働組合が組織されています。社保協に30団体が加盟しています。毎月三役会議・幹事会をやっています。自治体との交渉・懇談を2カ月に1回懇談を実施しています。区内の諸団体への働きかけ、老人クラブは年2回訪問し要請をしている。昨年初めて老人クラブ連合会から後期高齢者医療制度の講師要請もありました。学習会は大きな学習会と地域ごとに分けて開催し、気軽に参加できるようにしています。宣伝行動は12年間毎月第2・第4水曜日に行っています。大運動実行委員会をつくりあらゆる団体が結集し、年に2回総行動を行い、延べ五〇〇人ぐらい参加しています。



週3日の半専従体制を10年前から確立し、きめこまかい指導ができています。月1回の幹事会には半数は参加し、年間予算は一六〇万です。

3、重点課題

- (1) 後期高齢者医療制度廃止のたたかい
- (2) 介護保険改善のたたかい
- (3) 子どもを貧困から救うたたかい
- (4) 相談活動の日常化 11月を「相談活動週間」といった提案がありました。

「子どもと貧困」について都教組坂爪邦雄副執行委員長から

「公契約条例の実践」(行政が地域の雇用、保育、介護、高齢者対策に責任を持たせるために)を東京土建の松森常任中央執行委員から報告をしていただきました。



西東京社保協報告・岡本卓郎事務局長

社保協の運動は苦勞して進めています。西東京では実行委員会をつくり、くらし・しごと・なんでも相談会を田無駅前で4/29・7/21取り組みました。7/21は26人の相談がありました。健康チェックも取り組みました。仕事がない、解雇、生活保護など途切れなく相談がありました。実行委員会は相談会を今後にも継続させ定着させたいと話し合っています。

社保協の運動は苦勞して進めています。西東京では実行委員会をつくり、くらし・しごと・なんでも相談会を田無駅前で4/29・7/21取り組みました。7/21は26人の相談がありました。健康チェックも取り組みました。仕事がない、解雇、生活保護など途切れなく相談がありました。実行委員会は相談会を今後にも継続させ定着させたいと話し合っています。

地域社保協活動交流

第1交流会

西多摩社保協・入山さん

西多摩社保協は4つの市・3つの町・1つの村という広範囲の地域です。15団体が加盟し、各自治体の議員さんも入ってもらっている。後期高齢者医療制度・介護の問題を中心に取り組んだ。キャラバン行動・生存権裁判の取り組みもやっている。参加している団体の要求が取り上げられているかを心がけて運営している。自分たちの要求と社保協の運動が結びつかないと難しくなる。事務局のスタッフが厳しく、今回1人事務局に入ってもらった。予算は

30万程度。広い地域なので交通費・食事代などもかかる。

渋谷社保協・新井さん

21団体が加盟している。40〜50万の予算で土建が半分、代々木病院が10万の会費です。7/31に18回総会を開催します。総会には80〜90人が参加しています。学習会は一〇〇に届くかどうかという状況です。幹事会の出席は1/3ぐらい。請願を議会ごとに出した。近くの目黒・港社保協と一緒に広尾病院をPFI方式に替える動きに対し、守る会を作り一緒に継続させる運動を起こしています。



第1交流会

調布者保協・池上さん

毎月幹事会をやっている。幹事会の1週間ぐらい前に3役で打ち合わせをやっている。会費は人数分けをして納入してもらっている。対市要求に力を入れていく。秋にも対市交渉を予定している。75項目にしぼり文書回答を求めている。それを16項目にしぼり再度交渉を行います。共同行動では実行委員会があり、保育制度の改善・民営化反対の運動、学習会、市の福祉予算計画、相談会の取り組み、「25日の宣伝」を検討している。

葛飾社保協・吉野さん

22団体・個人2名が加盟している。予算は30〜40万。後期高齢者医療制度の廃止の運動が大きく広がった。老人クラブ・区との懇談を取り組んできた。議長と5回、事務局含めて10回ぐらい区と懇談してきた。介護保険は区へ意見書を出した。春と秋の集会も取り組んできた。何でも相談会も取り組み50件の相談があった。

活動上の問題点は、医療・介護などが中心になりがちで保育・障害者問題の活動が不足している。もっと活動を増やしていきたい。

昭島市年金者組合・高山さん

立川・昭島・国立社保協は10年間活動が止まっている。東京土建多摩西部支部の三木さんが呼びかけ、3月に独自に社保協を各自自治体で組織しようと話が進展

だ。昭島は8月10日に集まってもらい進める予定。昭島で市民要求をやっている土建・健康友の会・年金者組合・新婦人が社保協結成を呼びかけていこうと取り組んでいます。

第2交流会

足立社保協・江尻さん

駒込病院のPFI化に対し反対の取り組み・宣伝行動を取り組んでいる。介護保険・後期高齢者医療制度の学習会を年3〜4回開催してきました。区への要請行動も取り組んできた。活動上の問題としては区労連の参加がないことです。区の担当者との懇談するが、区独自でできる内容は限られている。国への取り組みが重要。

新宿社保協・井田さん

25日の駅宣を中心に取り組んでいる。大久保病院・厚生年金病院の守る会の取り組みをしている。

国分寺社保協・鈴木さん

後期高齢者連絡会事務局長としてもやっている。市長などとかみ合う宣伝・要求に取り組んでいる。5団体で対市要請に取り組む予定。社保協としての取り組みがなかなか決まらない。



第2交流会



文京社保協・及川さん

8月に総会を開催予定。会長がまだ決まっていない。春闘共闘との共同の取り組みをしている。学習会も行っている。総会には三上満さんと呼んで学習する。対区交渉も実施する。介護問題（新認定制度）、特養ホーム問題（待機者問題）などを予定している。

目黒社保協・平野さん

休眠状態から昨年7月に総会を行い活動を再開した。宣伝の中心は土建・年金です。活動の中心も土建・年金者になっている。介護保険問題では、団体署名を取り組んだ。秋に相談活動を計画してい

る。保育問題をどう取り組むかが課題。来年2月に総会を開催する。

渋谷社保協・福井さん

代々木病院に事務所を置いている。大きな取り組みは介護保険だった。もう一つは後期高齢者医療制度の廃止の運動で区内の医療機関を全部回った。みんなが集まるようになったのは、議会請願をやるようになった事が大きい。議会に毎回提出した。請願は毎回不採択だったのが後期高齢者医療制度は採択された。議会請願がおもしろくなった。社保協の取り組みが各団体で見直されてきた。渋谷駅での署名の雰囲気が変わった。社保協総会には民主党も来るようになった。

板橋社保協・阿部さん

組合が運動を支えないといけないと思っている。議員団との連携がうまくいっている。行政の情報がきちんと入ってくる。

日野社保協・小嶋さん

後期高齢者医療制度の署名は国保を良くする会で人口の1割を集めた。学校区単位・ブロック単位の運動をしている。全市一本から各地域での運動に変わってきた。意見書の陳情は毎回出している。キャラバン行動も取り組んでいる。社保協は表に出ないで進めてきている。14団体のうち労働組合が弱い。社保協として全面的な運動をどうしていくのか検討中。

東京シリーズ 第4弾 東京の介護問題

介護の実態報告

1、はじめに

介護保険制度が始まって10年目になりますが、この間「介護崩壊」や「介護難民」などの言葉が社会的に通用するくらい、介護をめぐる深刻な状況が生まれています。また、介護従事者を募集しても応募者がなく、施設・在宅問わず欠員状況が続いています。こうした中で、4月に介護報酬の改定が行なわれ、始めて報酬が3%引きあがりました。また一方で、要介護認定基準の変更も行なわれましたが、高齢者の生活実態が反映されず、認定の軽度化が危惧されています。

介護保険制度創設の理念であった介護の社会化が形骸化する中で、介護制度の根幹が根底から切り崩されようとしているのが介護をめぐる情勢の特徴です。

2、アンケート結果から見た深刻な人材不足と経営状況

東部地域介護シンポジウム実行委員会が、東部地域（足立、葛飾、墨田、江東、江戸川、荒川）の二五六の訪問介護事業所と事業所で働くヘルパーを対象にアンケート調査を実施し、41介

護事業所と95名のヘルパーから回答が寄せられました。その回答から見たことは、以下の通りです。

①ヘルパーの応募状況をみると、69%の事業所で応募者が全くないと答えています。また、86%の事業所で、ヘルパー不足になっており、深刻な人材不足の実態がわかりました。

②1年前と比較して、65%の事業所で経営が悪化しており、深刻な介護の経営状況が浮き彫りになりました。

③ヘルパーの雇用形態をみると、82%が非常勤職員で、しかも非常勤職員のうち83%の方が直行直帰の登録型で働いています。そのために、移動時間を賃金として支払っているのは55%、キャンセル時に賃金保障しているのは64%④40%の方が月10万円以下の収入で働いていました。

これらの実態から、介護労働者の労働環境の悪化が深刻なヘルパー不足をもたらし、さらにそのことが、介護事業の困難さを生み出している要因になっていることがわかりました。

3、介護報酬改定による影響

①介護報酬改定にあたって、厚生労働大臣が記者会見で、介護労働者の賃金が1人当たり2万円引き上がることを強調していましたが、実際は経営の赤字解消にまわり、介護労働者の処遇改善を図ることは困難な実情です。

②今回の改定の特徴として、報酬体系本体の引き上げを押さえ、事業所加算

に重点を置いた改定のために、加算を「とれない」・「とらない」事業所では、経営の改善を図ることが困難な事態となつていくことがあげられます。また、加算を取得した事業所でも、利用者負担が増えるために、利用料の支払いが困難になり、別の事業所に移った利用者の事例が報告されています。

③利用限度額の上限をすえ置いたために、地域区分と報酬が上がったことにより、デイサービスのみにして訪問を打ち切った方や、新たに自費が発生した方もいました。また、それまで一定程度の自費を支払っていた方が、更に自費が増え負担が大変になった利用者もいます。

このように、今回の介護報酬改定では、介護の人材不足は改善されなかつただけでなく、介護サービスが奪われたり、利用者負担が増えるなど、深刻な状況を生み出しています。

4、要介護認定規準変更による影響

4月から要介護認定規準が変更されました。マスコミでも、新認定基準変更により、介護度が下がることが報道されています。寝たきりの方の介護度が5から4に下がった（東京都世田谷区）、同じように寝たきりの方が要介護5から3に下がった（東京都北区）などの事例が報告されています。

また、居宅介護支援事業所の責任者が参加した認定審査会で、6件の新規について審査したら、4件が自立と判

定されたとのことでした。

7月13日に開催された厚生労働省の「第2回要介護認定の見直しに関わる検討・検証委員会」で、新要介護認定審査規準で、自立と認定された方が2倍になったことが報告されています。

こうした認定基準の変更に対し、居宅介護支援事業所を始めとする介護現場や介護関係の家族などから批判の声が高まり、厚生労働省は経過処置として、申請があれば従来の介護度でサービスが受けられるようになりましたが、要介護認定基準変更を撤回したわけはありません。

5、最後に

介護給付費抑制、介護報酬改定、要介護認定規準変更などにより、介護現場は深刻な状況になっています。このままの事態で推移するならば、介護崩壊が更に進行し、高齢者や障害者が安心して暮らすことが出来なくなりそうです。

二〇一〇年は、介護保険制度の見直しの時期ですが、黙っていると介護保険制度の根幹を崩すような見直し案があることが予想されます。そのために、介護関係者だけでなく、介護制度の充実を願う団体・個人と共同した運動を強めていきたいと思います。

医療法人財団健和会

中村 和司

